第104回
定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年４月21日（木曜日）午前10時

場 所

大阪市北区芝田一丁目１番35号

新阪急ホテル　２階　紫の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送による議決権行使期限

2022年４月20日（水曜日）
午後５時55分まで

お願い

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、なるべく同封の議決権行使書面の郵送をお願い申し上げます。
・株主総会ご出席に伴う株主優待ポイントの付与並びにお土産の配布は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

■第104回定時株主総会招集ご通知
■株主総会参考書類
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
〔添付書類〕
■事業報告
■連結計算書類
■計算書類
■監査報告書

オーエス株式会社

証券コード：9637

株　主　各　位

（証券コード　9637）
2022年４月１日

大阪市北区小松原町３番３号
（本社事務所　大阪市北区角田町1番1号　東阪急ビル）
オーエス株式会社
代表取締役
取締役社長　髙　橋　秀一郎

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本総会につきましては、書面により事前に議決権をご行使いただき、可能な限り当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権をご行使いただける場合には、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年４月20日（水曜日）午後５時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**2022年４月21日（木曜日）午前10時**
２．場　　所　大阪市北区芝田一丁目１番35号　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第104期（2021年２月１日から2022年１月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第104期（2021年２月１日から2022年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

▌株主総会にご出席される場合

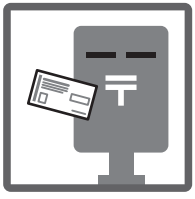


議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　**2022年４月21日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

▌郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2022年４月20日（水曜日）**
午後５時55分到着分まで

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.osgroup.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主総会の対応に対するお知らせ＞

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、**書面（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申し上げます。**

・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状がみられる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。マスクの着用にご協力いただけない株主様には、ご退場いただく場合もございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
・本株主総会の出席役員及び運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常時に比べ、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。
・今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.osgroup.co.jp/）にてご案内させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績や財務状態等を総合的に勘案し、1株につき普通配当12円50銭（中間配当金を含め年25円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円50銭
総額　39,689,038円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年4月22日

第2号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

（1）現行定款の目的事項について、当社グループ各社の事業領域拡大の観点から追加するものであります。

（2）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

〈補足説明〉

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年4月）の株主総会から電子提供制度が適用されます。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問合せください。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15.　（条文省略） （新　設） （新　設） 16.～17.　（条文省略） （新　設） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新　設）	（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15.　（現行どおり） 16.　ソフトウェア並びに映像・音声ソフトに関する企画、開発、製作、配信、管理、運営及び販売 17.　著作権、商品化権、商標権その他の知的財産権の取得、使用、利用許諾その他の管理 18.～19.　（現行どおり） 2　当会社は、前項各号の事業に附帯または関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業並びに出資を行うことができる。 （削　除） （電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
（新　　設）	（附則） 1．現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	髙橋秀一郎（たかはししゅういちろう） （1954年 2 月27日生）	1976年 4 月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2003年 6 月　同　取締役 2005年 4 月　阪急電鉄株式会社　取締役 2006年 4 月　同　常務取締役 2007年 4 月　阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）　専務取締役 2010年 9 月　阪急リート投信株式会社（現阪急阪神リート投信株式会社） 代表取締役社長 2012年 6 月　大阪地下街株式会社　代表取締役社長 2015年 4 月　当社取締役 2016年 4 月　同　代表取締役取締役社長（現在）	7,218株
	＜候補者の選任理由＞ 他社における会社経営の経験に加え、当社においては2015年の取締役就任を経て2016年から代表取締役取締役社長を務め、経営の指揮を執っております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	藤原 聡（ふじわら さとし） (1963年 2 月 8 日生)	1985年 4 月　当社入社 2007年 4 月　同　ビル事業部長 2011年 4 月　同　企画室長 2011年10月　同　首都圏事業部長 2012年 4 月　同　取締役（現在） 2016年 4 月　同　執行役員 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	3,739株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において様々な事業部門で業務執行を経験した後、2012年から当社の取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	外子浦孝行（げしうらたかゆき） (1962年 4 月17日生)	1985年 4 月　当社入社 2009年 4 月　同　人事総務部長 2012年 4 月　同　監査役 2016年 4 月　同　取締役（監査等委員） 2018年 4 月　同　取締役（現在） 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	3,839株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において事業部門や管理部門で業務に従事した後、2012年から当社の監査役、2016年から当社の監査等委員である取締役、2018年から当社の取締役として会社経営及び監査・監督に携わっております。これらの経験や知見を業務執行に活かすことで、当社の持続的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 4	大塚 順一 (1957年７月８日生)	1980年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2009年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 2013年４月　同　常務取締役 2018年４月　阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員（現在） 2019年４月　阪急電鉄株式会社　専務取締役（現在） 2019年４月　当社取締役（監査等委員） 2020年４月　同　取締役（現在） 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役	―
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 阪急電鉄株式会社の専務取締役を務められ、2019年から当社の監査等委員である社外取締役として、2020年からは社外取締役として経営及び監督に携わっております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
新任 社外 5	太古 伸幸 (1965年12月４日生)	1988年４月　東宝株式会社入社 2008年５月　同　取締役 2014年５月　同　常務取締役 2017年５月　同　専務取締役 2018年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 2020年５月　東宝株式会社　取締役副社長 2021年５月　同　取締役副社長執行役員（現在） 重要な兼職の状況 東宝株式会社　取締役副社長執行役員 スバル興業株式会社　取締役 株式会社東京楽天地　取締役（監査等委員）	―
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 東宝株式会社の取締役副社長執行役員を務められ、2018年から当社の監査等委員である社外取締役として経営及び監督に携わっております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 6	三品（みしな）　香（かおり） (1972年11月13日生) (戸籍上の氏名：丸山　香)	1993年４月 広告代理店入社 1998年４月 三品事務所設立 2007年８月 株式会社キャリアンヌ 代表取締役（現在） ファイナンシャルプランナー/ブランドコンサルタント 重要な兼職の状況 株式会社キャリアンヌ　代表取締役	―
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 株式会社キャリアンヌの代表取締役を務められ、ファイナンシャルプランナー、ブランドコンサルタント等の経験を通じて培われた豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
(1) 大塚順一氏は阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
(2) 太古伸幸氏は東宝株式会社の取締役副社長執行役員であり、同社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
(3) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 大塚順一、太古伸幸、三品香の各氏は社外取締役候補者であります。三品香氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 大塚順一氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。また、太古伸幸氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 三品香氏の戸籍上の氏名は丸山香ですが、旧姓の三品香で業務を行っております。
6. 大塚順一、太古伸幸の両氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、三品香氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため1名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 1	南谷（みなみだに）　明夫（あきお） (1970年９月28日生)	1993年４月　当社入社 2014年４月　同　業務監理室長 2015年４月　同　人事総務部長 2021年４月　同　業務監理室長 2022年４月　同　コーポレート部門統括付（現在）	700株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において事業部門や管理部門で業務に従事した豊富な経験を活かすことで、当社の監査機能や監督機能の実効性向上に貢献できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。		
社外 2	石原（いしはら）　真弓（まゆみ） (1963年５月３日生)	1997年４月　弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所（現在） 2016年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 重要な兼職の状況 森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）	100株
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけるものと期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、石原真弓氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 3	鵜瀞恵子 (うのとろけいこ) (1954年10月26日生)	1977年４月　公正取引委員会事務局入局 2000年４月　専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師（現在） 2007年１月　公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長 2008年６月　同　官房総括審議官 2011年１月　同　経済取引局長 2012年11月　弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー（現在） 2013年４月　東洋学園大学現代経営学部 教授 2020年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 2021年１月　公安審査委員会　委員（現在） 重要な兼職の状況 三愛石油株式会社　社外取締役 株式会社オオバ　社外取締役 公安審査委員会　委員 フロンティア・マネジメント株式会社　社外取締役	300株
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 公正取引委員会において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた経済法に関する高い専門性や知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、鵜瀞恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 石原真弓、鵜瀞恵子の両氏は社外取締役候補者であります。石原真弓、鵜瀞恵子の両氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 石原真弓氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、鵜瀞恵子氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 石原真弓、鵜瀞恵子の両氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、南谷明夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏　　名	企業経営	業界知見・マーケティング	財務・会計	組織・労務・人材開発	法務・リスク管理
髙橋　秀一郎	○	○			
藤原　　聡	○	○	○		
外子浦　孝行	○	○	○	○	
大塚　順一　社外	○	○	○	○	
太古　伸幸　社外	○		○	○	○
三品　　香　社外	○	○			
南谷　明夫 (常勤監査等委員)			○	○	○
石原　真弓 (監査等委員)　社外				○	○
鵜瀞　恵子 (監査等委員)　社外					○

（注）上記は取締役が有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外	小林二郎（こばやしじろう） (1945年６月４日生)	1974年４月　弁護士登録 小林法律事務所（現在） 重要な兼職の状況 小林法律事務所所長	200株
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 弁護士として長年培ってこられた法的視点及び幅広い見識から、企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等に関わる豊富な業務経験を有しております。これらの豊富な経験と専門知識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、小林二郎氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 小林法律事務所は、当社と顧問弁護士契約を締結しております。
2. 小林二郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 小林二郎氏が就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。小林二郎氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として収まらない新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の断続的な発令と、新たな変異ウイルス「オミクロン株」感染急拡大の影響を受け、先行き不透明な状況が継続いたしました。

このように様々な制約が課される状況のなか、当社グループにおきましては、感染防止対策を重点的に講じつつ、引き続き安心・安全な営業に努めてまいりました。

また、中期経営計画（2019年3月15日発表）で掲げた重点施策のひとつである「グループ会社を含めた抜本的な組織・人事戦略の改革」の一環として、2021年2月1日付で組織再編を行い、コロナ禍における事業間連携と効率化の推進に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の成績は、売上高は5,571,120千円と前期に比べ556,837千円（9.1％）の減収となり、営業損失は12,878千円（前期は108,562千円の営業利益）、経常利益は99,867千円と前期に比べ63,924千円の増益、特別利益にテナント退店関連損益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は493,971千円（前期は33,550千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

経営成績をセグメント別で見ると次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、組織再編に伴い、従来「映画事業」「飲食事業」「その他事業」としていた各報告セグメントを統合し「エンタメ・サービス事業」に、「不動産賃貸・販売事業」としていた報告セグメントの名称を「不動産事業」に変更しております。

（エンタメ・サービス事業）

映画事業におきましては、「シン・エヴァンゲリオン劇場版」「名探偵コナン 緋色の弾丸」「劇場版 呪術廻戦 0」などの話題作を上映し、売上高は前期を上回ることができたものの、時短営業や休業要請等の営業上の制約に加え、一部公開作品延期によりコロナ以前の水準には依然として及んでおりません。そのような状況のなかでも、ＴＯＨＯシネマズ西宮ＯＳ（共同事業）にて兵庫県初となるIMAX®シアター（“IMAX®レーザー”）の導入を行ったほか、ＯＳシネマズ神戸ハーバーランドでは西日本初となる「ガシャポンバンダイオフィシャルショップ」の開業や、講談・落語で制作当時の背景を聴いた後に映画を鑑賞していただく「ゴジラ寄席 in ＯＳシネマズ －ゴジラにかける特撮の未来－」の実施など、映画館の体験価値向上に向けた施策に取り組みました。

飲食事業及びアミューズメント事業におきましては、2021年4月末に阪急神戸三宮駅の商業施設「EKIZO

（エキゾ）神戸三宮」に開業した「BEER&GRILL コウベビアハウゼ」及び「namco三宮ＯＳ」が、開業後も休業要請や酒類提供禁止等により通常営業ができないなか比較的健闘いたしました。「BEER&GRILL コウベビアハウゼ」につきましては、端材パンを原料にしてフードロスの解決を目指したビール「CRUST LAGER」の取り扱いを始めるなど、SDGsへの取組みも実施いたしました。

以上の結果、売上高は2,392,279千円と前期に比べ518,890千円（27.7％）の増収となり、営業損失は236,246千円と前期に比べ34,668千円の改善となりました。

（不動産事業）

不動産賃貸事業におきましては、ＯＳビルにおける一部主要テナントの退店により、売上高は前年を下回る結果となりました。同ビル後継テナントとの契約は順調に進捗し、2021年10月末には、さらなる収益力強化のため神戸市中央区に商業ビルを取得いたしました。また、和歌山県白浜町のリゾートサテライトオフィスビル「ＡＮＣＨＯＲ」につきましては感染対策を講じながらイノベーション創出への取組みを実施し、テナント及び地域との交流イベントや、短期レンタルが可能な「ワーケーションルーム」の開設を行いました。

不動産販売事業におきましては、分譲住宅「ハピアガーデン宝梅一丁目（共同事業）」（宝塚市）、宅地販売（箕面市）並びに分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス（共同事業）」（大阪市住之江区）の売上を計上いたしましたが、分譲マンションの販売状況が当初計画より低調に推移いたしました。来期以降の計上となる分譲マンション「ローレルスクエアＯＳＡＫＡ ＬＩＮＫ」（大阪市東淀川区）につきましては、共同事業者とともに建設工事並びに販売活動を計画通り順調に進めております。

以上の結果、売上高は3,178,840千円と前期に比べ1,075,728千円（25.3％）の減収となり、営業利益は924,499千円と前期に比べ198,274千円の減益となりました。

（注） 各セグメントの営業利益又は営業損失の合計額と連結業績における営業損失との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

事業別売上高

事業別	売上高	構成比
エンタメ・サービス事業	2,392,279千円	42.9%
不動産事業	3,178,840	57.1
計	5,571,120	100.0

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の主な設備投資は、三宮ＯＳビル取得、ＯＳビル4・5階リノベーション工事及び映画事業管理システム機器更新工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、多方面に影響を及ぼしている新型コロナウイルスにより、依然先行き不透明な状態が続くものと予測されます。

(エンタメ・サービス事業)

映画事業におきましては、上映予定映画作品の公開延期やイベントの自粛等引き続き厳しい環境下にあるものの、映画館の空間活用や事業領域を拡大させる多様なコンテンツ・サービスの開発も行いながら、地域の皆様に安心・安全に映画を楽しんでいただける環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

飲食事業におきましては、BEER&GRILL コウベビアハウゼの営業を本格軌道に乗せること及び長屋オムライス2店舗の業績回復を主要課題としながら、魅力的な商品開発にも取り組んでまいります。

(不動産事業)

不動産賃貸事業におきましては、競争力の強化と資産価値の最大化のため、中長期的な投資計画の作成と実施を行ってまいります。また、当社保有ビルに今後見込まれる空室への新規テナントの早期誘致に努めながら、梅田や三宮周辺でのエリアマネジメント活動への参画等を通じて、保有ビル並びに周辺エリアのさらなる価値向上に取り組んでまいります。

不動産販売事業におきましては、共同事業者とともに進めております分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス」並びに「ローレルスクエアＯＳＡＫＡ ＬＩＮＫ」については、早期完売に努めてまいります。

当社グループは、今後の新型コロナウイルスや国内経済の状況を注視しながら、キャッシュフロー重視の経営を実行することで、財務体質を改善し、持続性を重視した企業基盤の再構築に努めます。また、オフィスにおけるABWやペーパーレスの推進、健康経営施策の実施、サステナビリティ基本方針に沿った取組みを通じ「ＯＳグループで働く全ての人の幸せと地域に暮らす人々の幸せを同時に追求し、豊かな生活文化と未来づくりに貢献する」という当社グループの使命実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第　101　期 [2018年2月1日から 2019年1月31日まで]	第　102　期 [2019年2月1日から 2020年1月31日まで]	第　103　期 [2020年2月1日から 2021年1月31日まで]	第　104　期 (当連結会計年度) [2021年2月1日から 2022年1月31日まで]
売　上　高(千円)	8,489,359	8,934,814	6,127,958	5,571,120
経 常 利 益(千円)	748,913	834,781	35,942	99,867
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	426,603	552,813	△33,550	493,971
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	134.75	174.61	△10.59	155.64
総　資　産(千円)	30,396,374	28,979,880	28,747,005	31,160,269
純　資　産(千円)	10,009,870	10,492,223	10,342,638	10,772,008
1株当たり純資産額(円)	3,161.71	3,314.11	3,261.80	3,392.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第102期の売上高、経常利益の増加は、主としてエンタメ・サービス事業及び不動産事業の増収によるものであります。
3. 第103期の売上高、経常利益の減少は、主として新型コロナウイルス感染拡大に伴うエンタメ・サービス事業及び不動産事業の減収によるものであります。
4. 第104期につきましては、前記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第102期の期首から適用しており、第101期に係る数値については遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
オーエス・シネプラザーズ株式会社	10,000	100	映画館・飲食店運営
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	30,000	100	ビル総合管理業
ＯＳ不動産株式会社	10,000	100	賃貸業・不動産業

(注) 当連結会計年度末の当社の連結子会社は上記の3社であります。

(7) 主要な事業内容（2022年1月31日現在）

当社グループは、「エンタメ・サービス事業」「不動産事業」の2つに区分し、下記サービスの提供を行っております。

「エンタメ・サービス事業」…当社が映画館、飲食店及びアミューズメント施設の経営を行っており、オーエス・シネプラザーズ株式会社は映画館及び飲食店の運営を行っております。

「不　動　産　事　業」…当社及びＯＳ不動産株式会社が所有不動産を賃貸するほか、土地・建物の売買及び仲介等を行っております。また、ＯＳ共栄ビル管理株式会社はビル総合管理業等を行っております。

(8) 主要な事業所（2022年1月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名　称	所在地	名　称	所在地
本　社	大阪市北区	梅田楽天地ビル	大阪市北区
ＯＳシネマズミント神戸	神戸市中央区	丸石新橋ビル	東京都港区
ＯＳシネマズ神戸ハーバーランド	〃	メタリオンＯＳビル	東京都品川区
ＴＯＨＯシネマズ西宮ＯＳ	兵庫県西宮市	内神田ＯＳビル	東京都千代田区
ＯＳビル	大阪市北区		

(注)「ＴＯＨＯシネマズ西宮ＯＳ」はＴＯＨＯシネマズ株式会社との共同経営です。

② 子会社の主要な事業所

名　称	所在地	
	本　社	営業所
オーエス・シネプラザーズ株式会社	大阪市北区	神戸市中央区
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	〃	大阪市北区、神戸市中央区
ＯＳ不動産株式会社	〃	

(9) 従業員の状況（2022年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
120名	5名増

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	6名減	41才3月	18年10月

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,542,520千円
株式会社三菱UFJ銀行	4,069,630千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年1月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株
(2) 発行済株式の総数　3,200,000株（うち自己株式　24,877株）
(3) 株　主　数　6,185名
(4) 大　株　主　（上 位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
東宝株式会社	1,104千株	34.79%
阪急阪神不動産株式会社	479	15.12
阪急阪神ホールディングス株式会社	225	7.11
建石産業株式会社	17	0.56
株式会社三菱UFJ銀行	12	0.38
東京海上日動火災保険株式会社	11	0.35
株式会社三井住友銀行	10	0.32
髙橋秀一郎	7	0.23
望月光子	5	0.16
山内芳樹	4	0.14

(注) 1. 当社は、自己株式24,877株を保有しておりますが、表記しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	2,378株	3名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記のほか、執行役員4名に対して譲渡制限付株式2,096株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の発行はございません。

4. 会社役員に関する事項（2022年1月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙橋　秀一郎	業務監理室担当
取締役	藤原　聡	常務執行役員 事業推進部門統括 エンタメ・サービス事業部担当
取締役	外子浦　孝行	常務執行役員 コーポレート部門統括 人事総務部担当
取締役	千田　諭	ＴＯＨＯシネマズ株式会社　相談役
取締役	大塚　順一	阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役
取締役 （監査等委員）	藤井　孝	阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ監査室　準常勤監査役 阪急電鉄株式会社　内部監査部　準常勤監査役
取締役 （監査等委員）	石原　真弓	森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	太古　伸幸	東宝株式会社　取締役副社長執行役員 スバル興業株式会社　取締役 株式会社東京楽天地　取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	鵜瀞　恵子	三愛石油株式会社　社外取締役 株式会社オオバ　社外取締役 公安審査委員会　委員 フロンティア・マネジメント株式会社 社外取締役

（注）1. 取締役千田諭、大塚順一の両氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、鵜瀞恵子の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）太古伸幸氏は、東宝株式会社の経営企画部門において長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、取締役大塚順一氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、鵜瀞恵子の各氏を独立役員と指定する独立役員届出書を提出しております。

5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役千田諭、大塚順一の両氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、鵜瀞恵子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する対象事由等、一定の免責事由があります。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年3月24日開催の臨時取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員)の報酬につきましては、株主総会において定められた報酬総額の限度内で、取締役(監査等委員）の協議により決定しております。

決定方針の内容は次のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する意識を高め、長期的な視点を持った取組みを促進するため、また、目標達成への動機付けを行うために、報酬と業績の関係を明確化し、株主と価値共有を進めることを目的とした報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬並びに譲渡制限付株式報酬により構成し、賞与及び退職慰労金は支給しない。

監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬のみとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

2. 各報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

(1) 基本報酬（金銭報酬）について

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、適切な役位間格差を保持し、役位・職責に応じ、当社グループの業容・業績や従業員の給与水準等を考慮して決定するものとする。

(2) 業績連動報酬(金銭報酬)について

業務執行取締役の業績連動報酬は、前連結会計年度の「連結営業利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた係数を定め、各自の基本報酬に当該係数を乗じた額を、定時株主総会の翌月から選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結までの任期期間中、月例の基本報酬に加算して支払うものとする。

(3) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）について

譲渡制限付株式報酬は、対象取締役に対し毎年1回付与するもので、取締役会決議を経た譲渡制限付株式報酬規程に定める方法により算定するものとする。

以上のうち(1)及び(2)の具体的内容は、常勤役員報酬内規（以下「内規」という。）に定める。内規については、監査等委員会の意見を聞いて作成するものとし、適宜環境の変化に応じて監査等委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

3. 各報酬の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の支給割合については、株主と経営者の利害共有と従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社として最も適切と考えられる支給割合に決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役社長が上記の方針によりその具体的内容を決定することについて委任を受けるものとする。

② 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役取締役社長髙橋秀一郎氏が決定方針に従って、その具体的内容を決定することについて委任を受けるものとしております。委任理由につきましては、当社の全部門を統括する立場であり、事業状況や各取締役の職務執行状況を理解していることから適任であると判断したためであります。

③ 取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,121 (6,600)	77,400 (6,600)	2,655 (－)	7,066 (－)	5 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14,100 (14,100)	14,100 (14,100)	－	－	4 (4)
合　　計 (うち社外取締役)	101,221 (20,700)	91,500 (20,700)	2,655 (－)	7,066 (－)	9 (6)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月21日開催の定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。
また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として、年額12,000千円以内（社外取締役を除く。年4,000株以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月21日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額3,600千円以内（社外取締役を除く。年1,200株以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）であります。

3. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、前連結会計年度の「連結営業利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた係数を定め、各自の基本報酬に当該係数を乗じて算定しております。
当該指標を選択した理由は、公表される数値であり、収益性を示す基準として明快であることに加え、「連結営業利益」は事業の貢献度に係る重要な損益であること、「親会社株主に帰属する当期純利益」は事業年度の最終損益であり、株主還元の基礎となることから株主価値の向上に対するインセンティブを働かせるのにふさわしいと考えたためであります。
なお、業績連動報酬に係る指標の実績は、2021年2月から4月までの報酬に関しては、2019年度の「連結営業利益」892,985千円、「親会社株主に帰属する当期純利益」552,813千円であり、2021年5月から2022年1月までの報酬に関しては、2020年度の「連結営業利益」108,562千円、「親会社株主に帰属する当期純損失」33,550千円であります。なお、2020年度業績に係る業績連動報酬はございません。
4. 譲渡制限付株式の交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

（3）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役千田諭氏はＴＯＨＯシネマズ株式会社の相談役を兼務しております。同社は当社と競業関係にあります。
・取締役大塚順一氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の執行役員及び阪急電鉄株式会社の専務取締役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。
・取締役藤井孝氏は阪急阪神ホールディングス株式会社のグループ監査室 準常勤監査役及び阪急電鉄株式会社の内部監査部 準常勤監査役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。
・取締役（監査等委員）石原真弓氏は森下仁丹株式会社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の社外取締役（監査等委員）、モリト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）太古伸幸氏は東宝株式会社の取締役副社長執行役員、スバル興業株式会社の取締役及び株式会社東京楽天地の取締役（監査等委員）を兼務しております。東宝株式会社は当社の筆頭株主であり、当社と競業関係並びに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。なお、スバル興業株式会社及び株式会社東京楽天地と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）鵜瀞恵子氏は三愛石油株式会社、株式会社オオバ及びフロンティア・マネジメント株式会社の社外取締役、公安審査委員会の委員を兼務しております。なお、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	千田　諭	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、長く企業経営に携られた豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役	大塚順一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤井　孝	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、企業経営並びに監査業務に携わられた豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては選定監査等委員を務め、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	石原真弓	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、弁護士としての専門的な立場から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	太古伸幸	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	鵜瀞恵子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、公正取引委員会を通じて培われた経済法に関する高い専門性や知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,266千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,266千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。

法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。

財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な

決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員からなる当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてＩＴ化を推進する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。

子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。

当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。

監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。

監査等委員会事務局スタッフへの指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員から受けた当該指揮命令については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

⑧　当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等は、取締役会並びに監査等委員が出席する当務会等において重要事項の報告を行う。

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

監査等委員会は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。

監査等委員がその職務の執行のため、費用の前払等を必要とするときは、これを支出する。

社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、事業等のリスク、コンプライアンス、ガバナンスのほか、監査上の重要課題について意見交換し、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、半年ごとに取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し、情報セキュリティなどのコンプライアンス研修を適宜実施し、法令及び定款遵守への意識の向上を図っております。また、当社は、グループ全体を対象とした内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

危機管理委員会を毎月開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクに対し、その対応策を検討するとともに、再発防止のための取組みについて協議しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令並びに定款に定められた事項を審議、決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

⑥ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**5,583,659**	**流動負債**	**6,395,205**
現金及び預金	2,183,822	買掛金	228,068
売掛金	338,615	短期借入金	5,206,420
有価証券	75,980	未払金	151,500
販売用不動産	2,706,176	未払費用	215,439
商品	9,558	未払法人税等	216,159
貯蔵品	2,072	未払消費税等	27,273
前払費用	101,066	賞与引当金	28,235
その他	171,616	その他	322,109
貸倒引当金	△5,250	**固定負債**	**13,993,054**
固定資産	**25,576,609**	長期借入金	9,812,710
有形固定資産	**24,221,684**	長期預り保証金	1,195,614
建物及び構築物	8,068,166	繰延税金負債	837,530
機械装置及び運搬具	110,038	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
工具、器具及び備品	244,984	退職給付に係る負債	433,051
土地	13,628,739	その他	40,100
信託建物	350,147	**負債合計**	**20,388,260**
信託土地	1,812,608	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	7,000	**株主資本**	**7,864,700**
無形固定資産	**206,830**	資本金	800,000
ソフトウエア	205,104	資本剰余金	66,506
その他	1,726	利益剰余金	7,075,846
投資その他の資産	**1,148,094**	自己株式	△77,652
投資有価証券	252,127	**その他の包括利益累計額**	**2,907,308**
長期前払費用	61,093	その他有価証券評価差額金	115,545
差入保証金	643,395	土地再評価差額金	2,791,763
建設協力金	164,491	**純資産合計**	**10,772,008**
繰延税金資産	18,935		
その他	8,050		
資産合計	**31,160,269**	**負債及び純資産合計**	**31,160,269**

連結損益計算書

（2021年2月1日から
2022年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,571,120
売上原価		4,791,955
売上総利益		**779,164**
一般管理費		792,042
営業損失		**12,878**
営業外収益		
受取利息	5,759	
受取配当金	2,375	
受取給付金等	191,023	
受取保険金	1,735	
その他	1,583	202,477
営業外費用		
支払利息	83,900	
その他	5,830	89,731
経常利益		**99,867**
特別利益		
テナント退店関連損益	572,570	572,570
特別損失		
固定資産除却損	2,079	2,079
税金等調整前当期純利益		**670,358**
法人税、住民税及び事業税	203,448	
法人税等調整額	△27,061	176,387
当期純利益		**493,971**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**493,971**

連結株主資本等変動計算書

（2021年2月1日から
2022年1月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	6,661,862	△91,035	7,437,332
当期変動額					
剰余金の配当			△79,326		△79,326
親会社株主に帰属する当期純利益			493,971		493,971
自己株式の取得				△583	△583
自己株式の処分			△660	13,966	13,305
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	413,984	13,382	427,367
当期末残高	800,000	66,506	7,075,846	△77,652	7,864,700

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	113,542	2,791,763	2,905,305	10,342,638
当期変動額				
剰余金の配当				△79,326
親会社株主に帰属する当期純利益				493,971
自己株式の取得				△583
自己株式の処分				13,305
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,002	－	2,002	2,002
当期変動額合計	2,002	－	2,002	429,370
当期末残高	115,545	2,791,763	2,907,308	10,772,008

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**5,075,509**	**流動負債**	**6,255,934**
現金及び預金	1,795,885	買掛金	160,408
売掛金	266,652	短期借入金	1,500,000
有価証券	75,980	1年内返済予定の長期借入金	3,695,380
販売用不動産	2,667,326	未払金	172,132
商品	9,331	未払費用	208,311
貯蔵品	773	未払法人税等	191,557
前払費用	93,123	前受金	224,122
未収入金	3,835	預り金	86,648
その他	167,601	賞与引当金	17,373
貸倒引当金	△5,000	**固定負債**	**13,700,653**
固定資産	**25,224,541**	長期借入金	9,540,350
有形固定資産	**23,898,347**	長期預り保証金	1,195,614
建物	7,921,493	繰延税金負債	837,530
構築物	41,988	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
機械及び装置	110,038	退職給付引当金	413,010
工具、器具及び備品	238,598	その他	40,100
土地	13,416,473	**負債合計**	**19,956,588**
信託建物	350,147	**(純資産の部)**	
信託土地	1,812,608	**株主資本**	**7,436,153**
建設仮勘定	7,000	**資本金**	**800,000**
無形固定資産	**206,563**	**資本剰余金**	**66,506**
ソフトウエア	205,104	資本準備金	66,506
その他	1,459	**利益剰余金**	**6,647,300**
投資その他の資産	**1,119,629**	利益準備金	200,000
投資有価証券	39,781	その他利益剰余金	6,447,300
関係会社株式	203,925	固定資産圧縮積立金	2,261,129
長期前払費用	61,394	別途積立金	340,600
差入保証金	641,986	繰越利益剰余金	3,845,570
建設協力金	164,491	**自己株式**	**△77,652**
その他	8,050	**評価・換算差額等**	**2,907,308**
		その他有価証券評価差額金	115,545
		土地再評価差額金	2,791,763
		純資産合計	**10,343,462**
資産合計	**30,300,050**	**負債及び純資産合計**	**30,300,050**

損 益 計 算 書

（2021年2月1日から
2022年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		4,741,040
売上原価		4,111,337
売上総利益		**629,702**
一般管理費		702,661
営業損失		**72,959**
営業外収益		
受取利息	5,759	
受取配当金	2,375	
受取給付金等	170,836	
受取保険金	1,735	
その他	2,836	183,544
営業外費用		
支払利息	82,683	
その他	5,888	88,571
経常利益		**22,013**
特別利益		
テナント退店関連損益	572,570	572,570
特別損失		
固定資産除却損	2,079	2,079
税引前当期純利益		**592,504**
法人税、住民税及び事業税	179,236	
法人税等調整額	△28,055	151,180
当期純利益		**441,323**

株主資本等変動計算書

（2021年2月1日から
2022年1月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	200,000	2,306,237	340,600	3,439,126	6,285,963	△91,035	7,061,434
当期変動額									
剰余金の配当						△79,326	△79,326		△79,326
固定資産圧縮積立金の取崩				△45,107		45,107	−		−
当期純利益						441,323	441,323		441,323
自己株式の取得								△583	△583
自己株式の処分						△660	△660	13,966	13,305
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	−	−	−	△45,107	−	406,444	361,336	13,382	374,719
当期末残高	800,000	66,506	200,000	2,261,129	340,600	3,845,570	6,647,300	△77,652	7,436,153

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	113,542	2,791,763	2,905,305	9,966,740
当期変動額				
剰余金の配当				△79,326
固定資産圧縮積立金の取崩				−
当期純利益				441,323
自己株式の取得				△583
自己株式の処分				13,305
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,002	−	2,002	2,002
当期変動額合計	2,002	−	2,002	376,722
当期末残高	115,545	2,791,763	2,907,308	10,343,462

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年3月8日

オーエス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーエス株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年3月8日

オーエス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーエス株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月11日

オーエス株式会社　監査等委員会

監査等委員 藤　井　孝 ㊞

監査等委員 石 原 真 弓 ㊞

監査等委員 太 古 伸 幸 ㊞

監査等委員 鵜 瀞 恵 子 ㊞

（注） 監査等委員藤井孝、石原真弓、太古伸幸及び鵜瀞恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場

新阪急ホテル
２階　紫の間
大阪市北区
芝田一丁目１番35号

交通のご案内

ＪＲ西日本
「大阪駅」御堂筋出口より
徒歩すぐ

阪急電車
「大阪梅田駅」隣接

地下鉄御堂筋線
「梅田駅」①、②出口より
地下入口に直結

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申し上げます。



オーエス株式会社
https://www.osgroup.co.jp

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。